

犯罪被害者補償法 (Compensation for Victims of Crime Act)

1990年オンタリオ州修正法 (R.S.O.) 第24章

最終修正：2005年第5章第11条

定義

第1条 この法律において、

「委員会」とは、犯罪被害補償委員会 (Criminal Injuries Compensation Board, CICB) のことをいう。

「子ども」とは、「子ども家庭サービス法」(Child and Family Services Act) 第158条及び第159条(養子縁組の効力について)にしたがって、婚姻内又は婚姻外に誕生した子どものことをいい、加えて被害者の孫、被害者が自分の家族の子どもとして扱う意思を一貫して示していた者、被害者の生前に妊娠し、死後に生まれた子どもも含まれるが、法的な監護権をもつ人物によって被害者の住居に里子として置かれていた子どもは含まれない。

「被扶養者」とは、次の(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)に該当し、被害者が死亡した時点で被害者の扶養を全面的に又は一部受けていた者をいう。

- (a) 被害者の配偶者
- (b) 被害者の両親、祖父母、被害者を自分の家族の子どもとして扱う意思を一貫して示していた者を含むが、法的な監護権をもつ人物の意向によって被害者を里子として自宅に置いていた者は含まれない
- (c) 被害者の子ども
- (d) 被害者の兄弟姉妹
- (e) その他の被害者の親族
- (f) 廃止：2005, c. 5, s. 11 (1).

「傷害」には、文字通りの身体に対する害及び妊娠、精神的衝撃又は神経に及ぼす衝撃を含む。「傷害を負った」の意義はこれに対応する。

「大臣」とは、司法長官を指す。

「保安官」とは、カナダ刑法の定義による保安官を指す。

「配偶者」とは、次の(a)、(b)又は(c)に該当する者をいう。

- (a) 死亡した被害者が死亡する直前に、被害者と結婚していた者
- (b) 死亡した被害者が死亡する直前に、被害者と婚姻外で夫婦生活を送っていた者
- (c) 確定離婚判決により死亡した被害者との結婚関係が終結している、又は結婚関係の無効が宣言されている者であり、かつ被害者が死亡する直前の時点で被害者が援助していた者、又は被害者が援助する法的義務を負っていた者

「被害者」とは、第5条で述べる状況下で傷害を負った者、又は死亡した者のことをいう。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 1; 1999, c. 6, s. 11 (1, 2); 2005, c. 5, s. 11 (1-3).

法律の施行

第2条 大臣は、この法律の運用に対して責任を負うものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 2.

犯罪被害補償委員会 (Criminal Injuries Compensation Board, CICB)

第3条 (1) 犯罪被害者補償委員会は、継続的に、副総督 (Governor in Council) によって指名された5人以上の委員によって構成されるものとする。また副総督は、委員から委員長1名と、副委員長を1名又は複数名指名することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 3 (1).

法人としての委員会

(2) 委員会は、会社法 (Corporations Act) が適用されない法人とする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 3 (2).

委員長の任務

(3) 委員長は、委員会の業務について一般的監督を行い、指示を与え、委員会の開催を決め、必要に応じて審問を行う職務を委員に割り当てるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 3 (3).

委員長代理

(4) 委員長は、委員長が不在の時又は行動できない時に委員長としての権利を行使し、その任務を果たす副委員長を指名することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 3 (4).

報告書の発行

第4条 委員会は、委員会による決定とその根拠について要約を作成し、定期的に発行するものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 4.

補償可能な傷害

第5条 オンタリオ州内で、他人の次に定める行為又は不作為によって傷害を負ったか又は死亡し、その傷害又は死亡が、次に定める(a)、(b)又は(c)の行為中に生じたか又はその行為の結果として生じた場合、

- (a) カナダ刑法に定める、犯罪を構成する暴力行為。これには、毒殺、放火、犯罪を構成する過失、刑法第86条による犯罪行為を含むが、自動車を手段として暴行する行為以外の、自動車の利用又は運転に関係する犯罪は含まれない。
- (b) 申請者、その被扶養者又はこれらの者の財産に対する犯人又は容疑者の犯罪行為を理由とする逮捕の場合を除き、人に対する犯罪行為を理由に、その犯人若しくは容疑者を合法的に逮捕し若しくは逮捕しようとする行為又は法執行義務を果たしている保安官に助力を提供する行為
- (c) 申請者、その被扶養者又はこれらの者の財産に対する犯人又は容疑者の行為の場合を除く、犯人又は容疑者の犯行を阻止する行為又は阻止しようとした行為

委員会は、これらの行為から生じた傷害又は死亡を理由とする申請を受けた場合、この法律による裁量権を行使して、次の者に対して適切と思料する額の補償金を支給するものとする。

- (d) 被害者
- (e) 被害者の生活を支える責任を負うもの
- (f) 被害者が死亡している場合、被害者の被扶養者若しくはそのうちのいずれかの者、被害者の死亡の直前に被害者の生活を支える責任を負っていた者、行為又は不作為によって第7条(1)(a)又は(e)で言及されている費用を、法的に要求されていないにもかかわらず被害者に代わって、あるいは被害者の財産のために支払った者。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 5.

申請の期限

第6条 補償の申請は、傷害を負ったか又は死亡した日から2年以内に行うものとする。ただし、委員会は、2年間の期限の終了前又は終了後に、正当と考えられる場合につき、期限を延長することができる。2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (1).

補償

第7条(1) 補償は下記の事項に関して支給される。

- (a) 被害者の傷害又は死亡の結果、実際に負担したか又は負担することになる費用で、その負担が合理的とみることができる費用
- (b) 被害者の労働能力の全部又は一部の喪失により、被害者の被った金銭的損失
- (c) 被害者の死によって被被扶養者が負う金銭的損失
- (d) 苦痛
- (e) 強姦によって生まれた子どもの扶養
- (f) 被害者の負った傷害に起因するその他の金銭的損害及び委員会の見解による負担することが合理的といえる費用。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 7 (1).

同上

(2) 第5条(b)又は(c)に言及されている状況で個人が傷害を負った場合、委員会は、第(1)項で述べられている補償に加えて、その傷害の結果として負ったその他の被害で、一般法上、損害賠償による被害の回復を図ることができる場合にも、補償を与えることができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 7 (2).

審問への申請の付託

第8条 第5条による申請がなされた場合、委員長は、その申請を、委員長の指示の通りに次のところに、付託するものとする。

- (a) 2名以上の委員によって審問を行わせるために、委員会に付託する。
- (b) 審問のため、1名の委員に付託する。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 8.

審問についての通知

第9条(1) 第8条により申請が委託された場合、委員会は、申請についての審問日時と場所を設定し、審問当日の10日以上前に、次の(a)、(b)、(c)及び(d)に定める者に審問の日時と場所について通知を送達させるものとする。

- (a) 申請者
- (b) 大臣
- (c) 犯人（通知が実際的である場合）
- (d) 申請に関心を持つことが委員会にとり明らかな、その他の者。2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (2).

当事者

(2) 審問の通知が送達された者、委員会又は委員が追加した者は全員、その手続の当事者とする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 9 (2).

委員の権限の範囲

(3) 委員会又は委員は、審問を実施し、第5条に基づいて命令を発する。またこの法律は、第10条を前提として、審問及び委員の権限の範囲について、委員会それ自体に適用されるのと同様に、適用されるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 9 (3).

委員会による審問と審査

第10条(1) 申請に対して、第9条により、委員会の1名の委員による審問が行われた場合、申請者又は大臣は、その委員の決定の送達後、15日以内に、委員会による審問と審査を求めることができる。委員会は、審問のための時間と場所を設定して、その10日前までに手続の関係者に通知を送達するものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 10 (1).

当事者の追加

(2) 委員会は、第10条による審査の期間中に、手続の当事者を追加することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 10 (2).

定足数

(3) 委員会による審問の実施及び委員会の権限の行使は、委員会の2名以上の委員がするものとする。審査には、審査の対象となる決定をした委員は加わってはならない。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 10 (3).

委員会の命令

(4) 第10条にもとづいて委員会による審問と審査後、委員会は、この法律に従って命令を発する。この命令は、審問と審査の対象となった、第9条による、1名の委員による命令にとって代わるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 10 (4).

確実な証拠としての有罪判決

第11条 本法による請求の基礎となる行為又は不作為に関連する犯罪行為で、ある者が有罪判決を言い渡され、その判決に対する上訴期限を過ぎたか又は上訴がされてもその上訴が棄却されたか若しくはその棄却の裁判に対しさらに上訴ができない場合には、その有罪判決は、犯行が行われたことを示す確実な証拠として扱われる。

R.S.O. 1990, c. C.24, s. 11.

審問の公開及び例外

第12条 審問はすべて公開により行われるが、委員会が、公開した場合に次の(a)又は(b)のいずれかの事態が起こる虞があるため、公衆に非公開とするとの理由で、審問を非公開で行う必要があると判断した場合にはこの限りではない。

- (a) 傷害又は殺害の原因となった作為又は不作為の行為者に対する刑事訴訟での最終処分に不利益を与えるおそれがある、(とき)、
- (b) 被害者又は被害者の被扶養者の利益にならない、又は性犯罪又は児童虐待の被害者の被扶養者の利益にならないおそれがある(とき)。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 12.

証拠の公表

第13条(1) 委員会は、審問での証拠の全体又は一部に関する報告書又は説明書の公開を禁ずる命令を、委員会の判断により必要と考えられる場合には、発することができる。ただし、本項により禁止命令を発する場合、委員会は、公開の原理及び各事件の内容を公衆が知ることができるようにすることが望ましいことを、考慮すべきである。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 13 (1).

犯罪

(2) 第(1)項による委員会の命令に反して、審問で提出された証拠に関する報告又は説明を公表した者は、犯罪で有罪とされ、有罪判決に基づき、\$5,000以下の罰金若しくは1年以下の収監刑又はその双方を科されるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 13 (2).

法人

(3) 第(2)項により犯罪で法人が有罪判決を言い渡された場合、その法人に科せられる罰金の上限は\$50,000であり、第(2)項で言及されている金額とは異なるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 13 (3).

暫定補償

第14条(1) 申請について、補償が支払われることが委員会に明らかな場合、委員会はその裁量権によって、申請がなされている支援、医療費及び葬儀費用を暫定的に支給することができる。2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (3).

回収不能な額

(2) 申請者へ暫定的に支払われた金額は、その後、補償が与えられないことになった場合でも、申請者からの回収はできないものとする。2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (3).

送達

第 15 条 (1) 本法又は規則により通知又は文書の送達が義務づけられている場合、直接手渡すか、あるいは送達が求められている者に対し、委員会の記録に最新の送達先として載せられている宛先に、書留郵便で発送されたことをもって、送達されたものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 15 (1).

同上

(2) 第(1)項で言及している通知又は文書は、書留郵便で送達された場合、発送日から 3 日目に送達されたとみなす。ただし、送達を受けるべき者が、不在中、善意で行動し、事故、病気、その他の不可抗力のために受け取ることができず、後日、それを受け取った場合にはこの限りではない。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 15 (2).

例外

(3) 第(1)項及び第(2)項にかかわらず、委員会は、第(1)項で述べられている通知又は文書の送達のために他の方法を命じることができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 15 (3).

補償が有罪判決に依存しないこと

第 16 条 (1) 補償命令は、傷害又は死亡を生ぜしめた犯罪で訴追されたか又は有罪を言い渡されたか否かにかかわらず、発することができるが、委員会は、職権で又は大臣の申請に基づき、起訴又は予定されている起訴に関する最終決定がなされるまで、補償手続を延期することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 16 (1).

犯意形成能力

(2) 何らかの理由により、犯意を持つことが法的にできない者でも、この法律の目的上、本法により支払うことができる補償の理由となっている傷害又は死亡を惹起した作為又は不作為を意図していたとみなされる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 16 (2).

委員会が払うべき考慮

第 17 条 (1) 補償支払い命令を発する否か、その額をいくりにするかを決定するにあたり、委員会は、被害者の負った傷害又は死亡について直接的又は間接的に寄与した被害者の行動を含め、関連するすべての状況を考慮しなければならない。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 17 (1).

同上

(2) 申請者が、法執行機関に合理的な協力を拒否したか又は犯罪について速やかに報告しなかった場合、委員会はその裁量を行使して、補償の命令を拒否するか又は補償額を減額することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 17 (2).

同上

(3) 委員会は、補償の算定に際し、社会的扶助以外の財源から、申請者に既に支払われたか又は支払いが可能な、利益、補償又は損害賠償すべてについて考慮しなければならない。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 17 (3); 2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (4).

補償方式

第 18 条 委員会は、補償の支払いについて、一括払い若しくは定期払い又はその双方の、委員会が適切と料する方式を命ずることができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 18.

給付額の上限

第 19 条 (1) 1 名の被害者の傷害又は死亡に関して委員会からの給付金額は次のとおりとする。

- (a) 一括払いの場合、\$25,000 以下
- (b) 定期払いの場合、月額\$1,000 以下

一括払いと定期払いの双方で支給される場合、一括払いの額は、(a)の条項で規定されている上限額の半額を超えないものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 19 (1).

1 個の出来事に関する支払総額の限度額

- (2) 1 個の出来事に関して委員会から全申請者に支払われる給付額の総額は、次の額を超えないものとする。
- (a) 一括払いの場合、総額\$150,000 以下
 - (b) 定期払いの場合、総額\$365,000 以下。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 19 (2); 2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (5).

比例配分

(3) 1 個の出来事について支払われる総額が第(2)項で規定されている上限額を超える場合、その第(2)項で定められた額は、その制限がない場合の給付額に比例して配分されるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 19 (3).

1 個の出来事とみなされる行為

(4) この条項の目的において、委員会は、時間及び場所を共通にする複数の行為を、1 個の出来事とみなすことができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 19 (4).

第(1)項と第(2)項の適用

(5) 第(1)項は、第5条(b)又は(c)の条項より生じた傷害又は死亡についての給付額には適用されず、その額は、第(2)項の目的との関連では、考慮に入れないものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 19 (5).

給付金は債務差押通告などの対象にならない

第20条 この法律により補償として支給された若しくは支給すべき金額又は第21条(3)により委員会の命令に従って公共信託管理者若しくはその他の者が保持している金額は、債務差押通告、担保権の設定、執行、相殺又はその他の法的手続の対象にならず、また上記の金額に関する権利は譲渡不可能とする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 20.

支給の条件

第21条(1) 補償給付命令は、委員会が適切と判断する、次の(a)又は(b)の条件を付すことができる。

- (a) 補償の給付、譲渡、分配、配分に関する条件、
- (b) 補償及びその一部を、被害者、被扶養者又はその中の誰かのために信託として保持する際の条件。その基金が集団のためのものか又はそれ以外のものであるかを問わない。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 21 (1).

同上

(2) 第7条により補償の支給対象となる費用は、委員会の裁量により、その資格を持つ者に直接支給される。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 21 (2).

未成年者等への支給等

(3) 18 歳以下の者、精神に異常のある者、自己の事柄を管理できないと委員会が判断する者が、この法律により給付を受ける権利を有する場合、支払われるべき額を、その者のために又はその者に代わって、両親、配偶者、後見人若しくは公共信託管理者に支払うことができ、又は委員会が本人にとり最も利益になると考える他の者にそのような方法で支払うかそのような方法を適用することができ、そのようにして支払われた金額は、本人の利益のために受取人が受領及び管理するものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 21 (3); 1999, c. 6, s. 11 (3); 2005, c. 5, s. 11 (4).

費用

第22条 第19条にかかわらず、委員会は、本法による審問又は手続におけるその他の手順に関して、委員会が適切と考える額の費用に関する命令を発することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 22.

審査申立 (Appeal)

第 23 条 第 25 条による委員会の決定は、法律問題に関し Divisional Court (上訴審) に審査の申立がなされる場合を除き、終局性があるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 23.

証拠の譲渡

第 24 条 委員会は、請求に基づき、審問で証拠として提出された文書及び物品を、合法的な所有者又はその文書等に関する保有権限を有する者に、争点となる問題に関する終局判断がおりた後、妥当な時期に、譲渡することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 24.

給付額の変更

第 25 条 (1) 委員会は、いつでも委員会の職権で又は被害者、被害者の被扶養者、大臣又は犯人からの申請により、補償の支給について、命令の条件、支給を命ずる金額の増減又はその他の点について、委員会が適切と考える仕方でも命令を変更することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 25 (1).

同上

(2) 第(1)項による手続において、委員会は次の(a)、(b)及び(c)を考慮する。

(a) 新たに利用可能な証拠

(b) 命令発付後に生じた状況の変化、命令が変更された場合のその変更又は生ずる蓋然性のある命令の変更

(c) 委員会が関連性を認めるその他の問題 R.S.O. 1990, c. C.24, s. 25 (2).

審査手続など

(3) この法律は、第 6 条を除き、補償の申請に適用されるのと同様の方法で、第(1)項による審査に適用される。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 25 (3).

民事訴訟

第 26 条 (1) 第(2)項、第(4)項、第(5)項の制限を受けるが、本法で定めることは、傷害又は死亡に関する民事の損害賠償手続により損害を他者から回復する権利に、何ら影響を及ぼさないものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 26 (1).

代位

(2) 本法により、委員会は、補償の支給を受けた者の、傷害又は死亡に関し民事手続により損害を回復するすべての権利を代位しており、その代位された者の名において、訴訟の相手方に対して、訴訟を維持することができ、委員会によって回収された金額は次に定める(a)及び(b)に充当され、残高がある場合は、権利を代位した本人に支払われるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 26 (2).

(a) 第一に、訴訟のために実際に負担した費用と徴収のための執行に要した実費

(b) 第二に、給付補償額に相当する額の委員会への払い戻し

同上

(3) 委員会は、補償金を支給した限度で権利を代位している者に関して、代位する額を、その者が支給された補償額に制限することができ、かかる制限を選択した場合、大臣の名によってその訴訟を維持することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 26 (3).

和解

(4) 和解又は権利放棄は、委員会が同意したのでない限り、第(2)項による委員会の権利の妨げとはならない。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 26 (4).

民事訴訟

(5) 補償の申請者又はその給付を受けた者は、被害者の傷害又は死亡を起こした犯人に対し訴訟を起こした場合、すぐに委員会に通知するものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 26 (5).

代位弁済権

(5.1) 委員会は、申請者が犯人又はその他の当事者より回収した額から、申請者へ支払われた補償額に関して、払い戻しを受ける権利を有する。2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (6).

支援者

(6) 補償金を支給された者は、被害者の傷害又は死亡を引き起こした犯人に対する損害賠償訴訟を代位して維持する委員会を支援するために、委員会に提供できる情報を提供し、協力するものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 26 (6).

補償の支払い

第 27 条(1) 支給を命ぜられた補償の支払いは、議会により補償のために割り当てられた金額からなされるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 27 (1).

回収した金額の譲渡

(2) 第 26 条にもとづく委員会への返済は、統合歳入基金に支払われるものとする。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 27 (2).

規則(regulations)

第 28 条 副総督は、次の事項に関する規則を定めることができる。

- (a) 委員会への申請に関する実務ルール及び手続並びに委員会の手続に関する規則。
- (b) 委員会の権限事項に関する手数料の支払いに関する規則。これには、証人手数料及びその額に関する者を含む。
- (c) この法律の目的を実現するための書式と、その書式の使用を定める規則
- (d) 本法の意図と目的を効果的に実行するために、必要又は得策な事項に関する規則。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 28.

カナダとの合意

第 29 条 大臣が代表するオンタリオ州の権利を行使する国王は、副総督の承認の下に、本法の目的のために求められる支出の一部につきカナダがオンタリオ州に支払う額に関連して、合意されたところに従って、カナダ政府の権利を行使する国王と、合意を締結することができる。R.S.O. 1990, c. C.24, s. 29.